

令和2年
9月開始

福井市在宅育児応援手当について

第2子以降の0～2歳児を在宅で育児する世帯を対象に

在宅育児応援手当を支給します

※所得制限等の条件がありますので、下記の記載事項を確認した上で申請書等を提出してください

1. 対象者

対象児童	☐ ①福井市に住民登録があること
	☐ ②世帯において第2子以降であること
	☐ ③生後8週間を超え、満3歳に満たないこと
	☐ ④子が認可保育園・認定こども園・幼稚園のいずれにも在園していないこと
対象保護者	☐ ⑤福井市に住民登録があり、児童手当等の受給者（※）であること (※児童手当等の受給者が対象児童と同居していない場合は、同居している養育者が支給対象者になります。)
	☐ ⑥世帯の市町村民税所得割の合算額が57,700円未満であること。 ただし、下記のいずれかに該当する世帯の場合は、世帯の市町村民税所得割の合算額が77,101円未満であること ・児童扶養手当の対象者がいる ・母子家庭等医療費等助成が適用されている ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保有者がいる ・特別児童扶養手当の対象者がいる ・国民年金の障害基礎年金の受給者がいる ※世帯年収360万円相当未満が目安です。 該当するかどうか分からない場合は、お問い合わせください。
	☐ ⑦職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと（配偶者含む）
	☐ ⑧生活保護を受けていないこと
	☐ ⑨暴力団員や公序良俗に反するものなど市長が不適切と認めたものでないこと（配偶者含む）

①～⑨すべてに当てはまる場合のみ、対象となります。
支給を受けるには申請が必要です。裏面をご確認ください。

2. 支給額 対象となる児童1人あたり月額1万円

3. 支給期間 支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

4. 支給月 2月・6月・10月（4か月に一度、4か月分を指定の口座に振り込みます。）
※児童手当と同月にお支払いしますが、同日に支払うものではありません。
※初回のお支払いは令和3年2月（令和2年9～12月分）です。

5. 手当の支給の流れ

《申請者》

申請書の提出

※申請書及び申請に必要な書類を提出してください。提出がない場合、手当の支給はできません。

【申請に必要な書類】

◎全員必須

- ☐ 申請書（様式第1号） ☐ 認めの印鑑（スタンプ印は不可）
- ☐ 申請者、申請者の配偶者および対象児童の健康保険証の写し
- ☐ 育児休業給付金受給申請状況申請証明書（配偶者を含め2枚）
（様式第2号）
- ☐ 振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人等が記載されている部分）

+

◎対象児童の児童手当等を福井市以外から受給している場合

例）児童手当等の受給者が県外に転勤している場合

- ☐ 児童手当等の受給を証明する書類

+

◎1月1日時点で福井市に住民登録がない場合

- ☐ 課税証明書など、1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行した市町村民税の所得割額が記載された証明書（世帯分）
（支給期間が4～8月の場合は前年度、9～3月の場合は当該年度）

※福井市の住民基本台帳で申請者と対象児童の続柄を確認できない場合は、戸籍謄本などの提出をお願いすることがあります。

※様式は、ホームページでダウンロードまたは子育て支援課窓口にて配布しています。

【申請受付窓口】 福井市役所 別館2階 子育て支援課

※郵送の受付も可能ですが、書類に不備や不足があれば、再度または追加の提出が必要になります。

《福井市》 審査・支給の決定

※不支給となった場合、手当の支給はありません。

《福井市》 手当支給

※4か月に一度、4か月分を指定の口座に振り込みます。

※本給付金は、雑所得として課税対象となる可能性があります。

※このほか、支給決定後も引き続き支給要件を満たすかどうか、市が定期的に確認します。

支給要件を満たさなくなった場合は、支給期間であっても支給決定を取り消します。また、支給決定の取り消しに伴い、返還金を求めることがあります。

6. 制度・受付開始日 **令和2年9月1日(火)**

7. お問い合わせ先 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

福井市役所 別館2階 子育て支援課 ☎20-5270